

令和6年第5回下呂市議会定例会

提出議案目録

議第88号	損害賠償の額を定めることについて（追認）	1
-------	----------------------------	---

損害賠償の額を定めることについて（追認）

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の追認を求める。

<p>1. 損害賠償の理由</p>	<p>令和 4 年 12 月 1 日午後 2 時頃、小坂町門坂地内で市が発注した災害復旧工事において、索道のタワー設置のため市道の歩道内を掘削していた際に、相手方の埋設光ケーブルを誤って切断した。</p> <p>市はこの事故の過失を認め、復旧費用 3,043,550 円を賠償する。</p>	
<p>2. 損害賠償額（市の過失割合）</p>	<p>3,043,550 円（100 分の 100）</p>	
	<p>内 保 険 金</p>	<p>3,043,550 円</p>
	<p>訳 一般財源</p>	<p>0 円</p>
<p>3. 損害賠償の相手方</p>	<p>東京都千代田区永田町 2-11-1 株式会社 N T T ドコモ インフラデザイン部長 岡田昌己</p>	

令和 6 年 9 月 13 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求めるべきところ、これを経ず相手方に損害賠償を支払ったため、議会の追認を求めるもの。